

RoHS 指令に係わる特定有害物質含有量の分析

KAR001

【概要】

RoHS指令とは、欧州連合(EU)において施行された電気・電子製品に含まれる特定有害物質含有量を厳しく制限する指令です。制限される特定有害物質はカドミウム(Cd)、鉛(Pb)、水銀(Hg)、六価クロム(Cr⁶⁺)、ポリ臭化ビフェニル(PBBs)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDEs)の6種です。

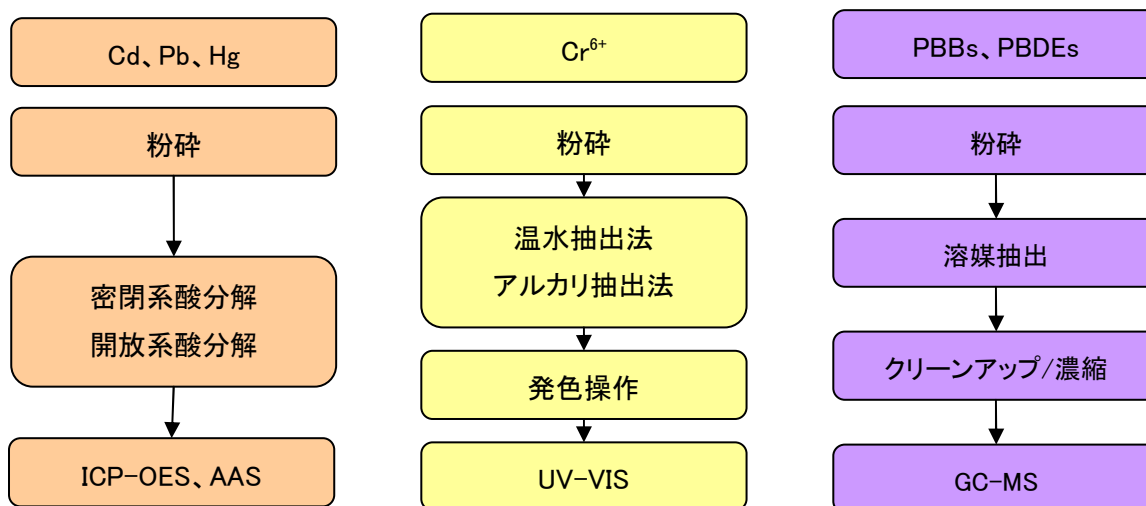
【分析項目】

RoHS 指令の最大許容濃度と当社の定量下限値を以下に示します。

項目	RoHS 指令の 最大許容濃度(閾値)	定量下限値
カドミウム(Cd)	100ppm	2ppm
鉛(Pb)	各 1000ppm	2ppm
六価クロム(Cr ⁶⁺)		2ppm
水銀(Hg)		0.5ppm
ポリ臭化ビフェニル類(PBBs)		5ppm
ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDEs)		5ppm

【分析方法】

各分析項目の分析フローを以下に示します。



【分析実績】

当社では国内電機メーカーが RoHS 規制に対応した活動を始めた当初から製品中の有害物質を数多く分析してきました。原材料から樹脂-金属複合製品、ガラス製品、メッキ皮膜にいたるまで幅広い分析実績があります。当社は RoHS 指令の順法測定法である IEC62321 の方法において、ISO/IEC17025(試験所認定)を取得しており多くのお客様からより高いご信頼、ご満足をいただいております。